

令和2年生駒市教育委員会第5回定例会会議録

1 日 時 令和2年5月25日(月) 午前9時30分～午後0時8分

2 場 所 生駒市役所 大会議室

3 審査事項

報告第12号 臨時代理につき承認を求めることについて

(令和2年生駒市議会第4回(5月)臨時会提出議案の意見について)

報告第13号 令和2年生駒市議会第3回(4月)臨時会提出議案の結果について

報告第14号 令和2年生駒市議会第4回(5月)臨時会提出議案の結果について

議案第21号 令和2年生駒市議会第5回(6月)定例会提出議案の意見について

議案第22号 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第23号 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第24号 学校運営協議会を設置する学校について

4 教育委員会出席者

教育長	中 田 好 昭		
委員(教育長職務代理者)	飯 島 敏 文	委 員	寺 田 詩 子
委員	神 澤 創	委 員	坪 井 美 佐
委員	レイノルズあい	委 員	西 井 久 之
委員	伊 藤 智 子	委 員	古 島 尚 弥

5 事務局職員出席者

教育こども部長	奥 田 吉 伸	生涯学習部長	八 重 史 子
教育こども部次長	坂 谷 操	教育総務課長	山 本 英 樹
教育指導課長	前 田 信 行	学校給食センター所長	財 満 直 也
こども課長	松 田 悟	こども課指導主事	川 田 奈 津 子
こども課指導主事	松 本 裕 美	生涯学習課長	清 水 紀 子
図書館長	西 野 貴 子	スポーツ振興課長	西 政 仁
教育総務課課長補佐	小 北 敦 志	教育指導課課長補佐	日 高 興 人
教育指導課課長補佐	八 代 大 輔	こども課課長補佐	大 窪 奈 都 子
生涯学習課課長補佐	井 川 啓 一 郎	教育総務課(書記)	牧 井 望
教育総務課(書記)	鬼 頭 永 実		

6 傍聴者 4名

午前9時30分 開会

○開会宣告

○日程第1 前回会議録の承認

○日程第2 教育長報告

・緊急事態宣言解除後の市立幼稚園、こども園、小・中学校、生涯学習施設の対応について、奥田教育こども部長、八重生涯学習部長から説明

<参照：資料1>

(質疑)

寺田委員：小学校において、5月20日から29日は、特別な配慮が必要な家庭の児童を、学校で受け入れているということだが、受入れ状況について伺いたい。また、幼稚園とこども園の再開に係る報道資料において、マスクの着用は職員のみ記載となっている。家庭によっては、子どもにマスクを着けさせている家庭もあるが、すべての幼児にマスクの着用を徹底するのは困難だと思う。報道資料に幼児のマスク着用について記載されていないのは、そのような理由か。また、集団の中で、感染症対策についてどのような教育をしていくのかも伺いたい。

前田課長：児童の受入れは、原則学童保育利用者以外になる。事務局が窓口になり、5月29日までは、8時30分から15時30分まで受入れを行っている。6月以降も、分散登校が続いている間に対応する。学童保育に入っている児童については、5月29日までは、午前中は学校での預かり、午後から学童での預かりとなっており、6月以降は終日学童保育での預かりとなる。なお、学童保育以外の受入れ人数については、一日平均3名程度である。

寺田委員：当日に受付も可能か。

前田課長：受付があった日に事務局から学校に連絡しているので、基本的には前日までをお願いしている。また、利用日の変更の連絡も事務局で伺い、事務局から学校に連絡している。

中田教育長：特別な事情とは、医療従事者等、社会の維持のために勤務を継続する必要がある仕事に従事している保護者の家庭で、学童保育に入っていない児童が対象である。利用はごく限られている。

松本指導主事：本日からの準備登園に向け、各幼稚園で準備を進めた。各園の準備状況は、22日金曜日時点のものを事務局で把握している。社会的距離を取り、消毒液を適切に使用できるように、その他にも保育の中で必要な配慮を検討しながら、本日からの準備登園に向けて準備した。幼児のマスク着用については、各園や事務局内で協議している中でも議論になった点であり、他市町村にも状況を聴取し、総合的に判断して、全員にマス

クをさせるのは難しいと判断した。公園や家庭ではマスクを着用している子が多いので、各家庭から持参することも考えられるが、マスクには名前を書き、個人ものとして管理できるようにと、すべての園の手紙に記載している。時期的にも、マスクを着けたまま走り回り、遊ぶと、逆に熱中症などの危険性もあり、マスクの着用は強要していない。マスクを着用することや社会的距離を取る大切さを理解した上で、状況によって先生方が判断し、指導していただく。マスクを外してその場に置いたり、誤って他の子のマスクを付れたりしないよう、扱いには細心の注意を払い、準備をしている。

坪井委員：学校再開に当たって、消毒液やハンドウォッシュの配備は十分なのか。

山本課長：消毒液等については、事務局から発注しているが、必ずしも十分な量とは言えない。国のガイドラインには、流水による手洗いで対応可能との記載があったため、事務局から学校に対しては、十分な手洗いをするように通知し、指導している。また、拭き掃除用の消毒液については、次亜塩素酸ナトリウム水溶液にも殺菌の効果があるので、そちらを使用する。

飯島委員：6月1日から隔日登校を実施し、緩やかに回復していくと考えている。生駒市だけで出来ることではないが、4～5月分の学習の遅れがあり、また6月以降についても感染に配慮しながらの学習活動になるので、平時のように進まない部分もあると思う。また、もともと今年度からは小学校では1時間授業を増やさざるを得なかった事情があり、かなりの時数が欠落していると考える。県や文部科学省の決定にもよると思うので、どのタイミングで対応するのか、県や文部科学省の様子を伺いながら判断することになる。事務局においては、敏感に情報収集していただき、適切に進めていただきたい。

中田教育長：二学期以降の授業をどのように進めていくのか、保護者からも不安の声が上がっている。その点については、議案第23号の資料11に進め方を記載している。当市が独自で進めているオンライン教室を活用した授業の進め方にも触れている。児童生徒には過度な負担を掛けられないが、eライブラリも活用しながら、スピード感を持って授業を進めていく。授業動画も授業に活用し、現場で工夫して、単元を進めていく。既に授業動画は配信しているので、保護者もご存知かと思うが、本日の議決後、各家庭に対しても周知したい。

レイルズ委員：学校給食について、当市では6月3日から再開することだが、既に給食を再開している他市町村では、配膳は行わず、お弁当を提供している場合もあるようだ。当市では、以前と同じく配膳する形式で再開するのか。その場合、衛生管理への配慮として、どのような対策をされるのか。

財満 所長：学校給食については、従来どおり献立を立てて、教室で配膳する。衛生面の配慮としては、教室での配膳の際は、消毒し、また、配膳室に入る職員の数を減らすなどの対策をするよう、各校に願います。

前田 課長：校長会でも、給食配膳について質疑があったが、学校規模によって有効な方法が異なるので、各校で工夫するように依頼している。教室においては、席を前に向けての喫食とするほか、配膳・喫食の前に流水による手洗いを徹底するよう指導している。配膳の仕方については、クラスの数などによって異なるが、給食当番が配膳する場合は、当番でない子は座って待つか、各自で取りに行くのであれば、児童生徒同士の空間を空けて並ぶよう指導している。

伊藤 委員：eライブラリについて、子どもの様子を見ると、授業で教わっていない単元の問題を解くことに、かなり無理があると感じる。私は子どもの横について説明しているが、保護者同士で話していると、保護者が日中家を空ける家庭では、全く理解できていないまま問題を解いている子もいるようだ。系統的な理解が全くないまま、いい加減に選択肢を選んで解き続けても、何度か繰り返せば満点を取ることもできる。分からないので、投げ出してしまって全くしていない子もいると聞いている。突然の臨時休校だったので、学校においても資料づくりなどご尽力いただいているものの、家庭での現状を知っていただいた上で、今後どのような策を講じていくか検討していただきたい。例えば、6月以降、隔日で登校するのであれば、登校しない日に、前日の授業で習った単元の復習として使うなど、もう少し落ち着いた形で課題を出していただきたい。このままだと多くの子どもが勉強嫌いになりかねないと感じた。現段階でホームルームがオンライン上で出来ないのも、習っていない単元の課題を出すときは、先生方から「教科書の○ページを先に読んでから取り組みましょう」などの一言が添えられていたら良かったと思う。

前田 課長：eライブラリを導入するに当たっては、学校で授業動画を作成し、子どもたちが授業動画を見てから、eライブラリの問題に着手するという流れを想定していた。しかし、eライブラリの導入が、授業動画の配信よりやや早かった。学校から出す課題プリントには、先生方も解説を十分に記載しており、単にプリントをさせるというわけではなく、指導計画や課題配布のスケジュールなども作成した上で、課題を配布している。ただ、紙面上の情報だけでは足りないと考え、授業動画も作成した。今後の分散登校では、授業動画を見させ、eライブラリについても具体的な指示をしながら、子どもたちの学習を進める。eライブラリはあくまで復習用として活用するものであり、予習用として使用しているものではない。

・いじめ防止月間における学校等での取組について、前田教育指導課長から説明
(質疑)

中田教育長：4～5月は、子どもたちは登校できておらず、学校から連絡は取っていないもの、見えない部分が多かったと思う。いじめ以外に、家庭内での虐待もあると思うので、先生方にはアンテナを高くするようお願いしたい。校長会に対し、各校で4～5月の相談件数について調査依頼する予定である。見えていないだけで、虐待の実態はあると思う。こどもサポートセンターからも報告をいただいているが、今後も注視していただきたい。

坪井委員：いじめ防止月間における対象は、学校教育における児童生徒同士のいじめかと思う。ただ、コロナ禍において、医療従事者への誹謗中傷が社会的な問題となっている。子ども同士でも、家族に医療従事者がいる子に対するいじめにつながるなどがないように、ご指導願いたい。また、第二波が起り、誰に感染してもおかしくない状況で、市内の小中学生で感染者が出るおそれもある。感染してしまった場合、いじめにつながる可能性があるかもしれないので、学校教育の枠組みにおいても、感染症に関する社会的ないじめへの啓発指導と対応をお願いしたい。

○日程第3 報告第12号 臨時代理につき承認を求めることについて（令和2年生駒市議会第4回（5月）臨時会提出議案の意見について）

・令和2年生駒市議会第4回（5月）臨時会提出議案の意見について、山本教育総務課長から説明

<参照：議案書p1>

(質疑)

イノベ委員：モバイルWi-Fiルーターについて、小中学校250台ずつのことだが、学校数で割ると、小学校は20台ずつ、中学校は30台程度ずつになると思う。各学校において、インターネット環境が無い家庭数は把握しているのか。

山本課長：4月の段階で調査をさせていただいている。約1万人の対象児童生徒がおり、そのうち約8,000人程度から回答があり、うち388人はインターネット環境が無いとの回答であった。未回答の方の中でもインターネットを使用できない方がいると見越して、購入台数を試算した。

中田教育長：学校において、インターネット環境が無い家庭の子を把握しているのか。

前田課長：学校に連絡いただいて、事務局で集約しているものであり、学校で把握している。未回答の家庭については、完全に把握できていないかもしれない。ただ、必要数が購入台数を上回ることはないと思う。

中田教育長：Wi-Fiの納期はいつか。納入されたときに配布する家庭が把握できていないと、直ちに配布できない。それまでに把握をお願いしたい。

- 前田 課長：先週を回答期限に設定したので、具体的な数量は報告を受けていないが、数量は問題ない。ただ、要望が複雑なものも多く、優先順位が高い家庭に優先的に供給していく。
- 山本 課長：納期については、出来るだけ早く納品いただくよう依頼している。遅くとも6月中には各家庭に配布できる。
- ウイルス委員：配布しなくてはならない数は学校によって変わってくるので、必要に応じて学校間での連携もしながら、各家庭に配布していただきたい。契約期間は、今年度の残り10か月は利用できるように設定されている。6月17日以降全日登校が始まってからも使用できるということか。
- 前田 課長：継続して使用していく予定である。
- ウイルス委員：今年度については、オンラインも併用した学びをしていく。今年度体制を整えたので、来年度以降も引き続き利用していくことが望ましいが、どうか。
- 前田 課長：感染症対策とは別でGIGAスクール構想に基づき、一人一台のタブレット配備も進めている。オンラインでの学習は今後も進めていくべき項目なので、引き続き進めていきたい。
- 飯島 委員：機械はあると答えた家庭の中でも、スマートフォンしかなくて、圧縮ファイルは初期設定のスマートフォンでは開くことができないなど、思いがけない課題が出てくると思う。今は機械の供給が少ないので、直ちにすべて揃えられないと思うが、必要性が高いものを優先的に購入していただきたい。感染症対策というやむを得ない対応として、オンライン教育が開始された。レイノルズ委員からもあったように、この度整備した機器をより積極的に活用し、普段の学校教育に取り入れていくことができる部分があれば、今年度中に検討していただきたい。当面は、感染症対策に専念していただければと思う。
- 古島 委員：今般、オンライン教室に向けて、迅速に対応いただいた。中でもG suiteについては、ゴールデンウィーク明けには各家庭に連絡があった。今後、実際に運用していくに当たって、現場の先生方はどのくらい準備ができているのか。
- 前田 課長：現場では、テスト配信を行いながら、使用方法マニュアルを見て、研修していただいている。本来ならば、全体研修を行いたいが、緊急対応なので、使用できる先生は先に進め、周りの先生にはそれを見ながら習得していただく形で進んでいる。
- 古島 委員：私の勤務校でも生駒市とほぼ同時期に、G suiteを導入した。現在はオンライン授業に取り組んでいる。当市でも、現場の先生方に負担の無い形で、生徒との対話の機会を少しでも持てるように引き続き配慮をお願いしたい。また、この機械に整備された環境を生かして、少しでも先生方のICT活用スキルを上げていただけたらと思う。

西井委員：モバイルWi-Fiの貸出など、素早い対応をしていただいた。モバイルWi-Fiを貸し出す家庭には、通信料も含めて、すべて国庫負担になると思う。当面はその対応で良いと思うが、通信環境をすべて整えている家庭と、モバイルWi-Fiを借りて通信料を払わなくて良い家庭があり、家庭によって不公平になっていることを、留意しておいていただきたい。本来なら、オンライン教室に係る通信料は、貸し出していない家庭に対しても支払うべきだと思う。今後、長引くようなら、通信料の負担を検討していただきたい。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第4 議案第23号 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- ・生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、山本教育総務課長から説明。

<参照：議案書p21、資料10・11>

(質疑)

委員：夏期休業期間の変更は、現状況下で授業時数を確保するため、致し方ないことかと思う。学年によって期間が異なるとのことだったが、規則としては一律で設定して良いのか。

山本課長：規則上、夏期休業期間を、8月1～16日としている。小学校の日程の差については、ただし書で対応する。

中田教育長：夏期休業の期間を短縮するに当たって、全学年一律にはしていない。小学校低学年は例年どおりとしているのは、今年は特に猛暑の予測となっており、通学が困難であると判断した。幼稚園の夏期休業期間が変わらないのも同じ理由からである。低学年の授業は、夏期休業期間の短縮なしでも年度内で取り戻せると、現場からも意見があった。逆に中学1年生、中学3年生は、それぞれ中一ギャップの解消、高等学校受験対策のため、時間的なゆとりが必要という意見があり、大幅に短縮した。小学3～6年生の遅れている部分については、7月いっぱい授業とすることで取り戻せる。もともと学習指導要領改訂に伴って、今年度から8月25日に夏期休業期間を短縮したので、昨年度と比べると2週間短くなる。以上のとおり、学年にあわせて三段階で考えている。現場と調整した上で、オンライン教室でのフォローも含め、総合的に判断した。また、短縮した期間も給食を実施するが、食中毒等に配慮しながら献立を考える。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第5 報告第13号 令和2年生駒市議会第3回（4月）臨時会提出議案の結果
について

- ・令和2年生駒市議会第3回（4月）臨時会提出議案の結果について、山本教育総務課長から説明

<参照：議案書p7>

《 暫時休憩 》

（質疑） なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第6 報告第14号 令和2年生駒市議会第4回（5月）臨時会提出議案の結果
について

- ・令和2年生駒市議会第4回（5月）臨時会提出議案の結果について、山本教育総務課長から説明

<参照：議案書p8>

（質疑） なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第7 議案第21号 令和2年生駒市議会第5回（6月）定例会提出議案の意見
について

- ・令和2年生駒市議会第5回（6月）定例会提出議案の意見について、奥田教育こども部長、八重生涯学習部長から説明

<参照：議案書p9、資料6～8>

（質疑）

レイルズ委員：補正予算について、生涯学習施設の休館によって、維持費が追加で必要となる理由を伺いたい。休館しているのであれば、抑えられると考えていたが、どのような事情か。

清水課長：市内の生涯学習施設については、4月11日から休館していたが、完全な閉館ではなく、電話や窓口対応、市民サービスコーナーの業務等をしており、一定の人件費や光熱水費などの維持管理にかかる経費が必要である。

レイルズ委員：そのように施設を使用していたのなら、当初予算の範囲で執行できるのではないか。通常以上の業務が発生しているのか。

清水課長：通常は、市からの指定管理料と貸館による利用料金とで施設を運営しているが、休館中で貸館業務の停止により利用料金が大幅な減収となるため、市から追加で費用を充当する必要がある。

伊藤委員：提出する条例改正については、国の改正に準ずるものなので、各市町村で変えようがないものかと思うが、質問として伺いたい。家庭的保育事業等とは、民間業者が実施しているのか。また、市内の該当する事業者数を伺いたい。

松田課長：家庭的保育事業は、いわゆる保育ママに当たる。保育ママは奈良県で統計を出しており、生駒市には2名いらっしゃる。ただし、居宅訪問型については、把握できていない。

審議結果【原案のとおり可決】

○日程第8 議案第22号 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- ・生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、山本教育総務課長から説明

<参照：議案書p20、資料9>

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

○追加日程第1 議案第24号 学校運営協議会を設置する学校について

- ・学校運営協議会を設置する学校について、前田教育指導課長から説明

<参照：議案書(追加)p1、追加資料1>

(質疑)

西井委員：委員の推薦は学校長が行うことで間違いないか。

前田課長：そのとおりである。

西井委員：現在、学校には学校評議員制度がある。自治会の仕事をしている中で、自治会によっては、学校評議員を充て職のように捉えていることが分かった。今後、学校運営協議会についても、学校長は自治会の中で適任だと思う方をお願いしているはずが、自治会長になったら学校運営協議会委員に充てられると考える自治会が出てくると予測できる。各自治会において充て職的に考えないように、学校や事務局から十分説明し、注意していただきたい。学校評議員については、地区の自治会長が集まって順番に回すような形になってしまっているので、それは違うと感じた。学校と自治会で意思疎通をお願いしたい。

中田教育長：そのとおりだと思う。運営協議会の委員は、各組織の代表ではなく、学校運営に参画してくれる方になっていただくのが目的である。現在設置届が出ている学校では、各組織の代表ばかり担っているのでは、その点は

課題だと思う。学校と地域を繋いでくれる方に委員になっていただきたい。

寺田委員：今回設置届が出ている4校については、校長が地域の方と協働して運営協議会を運営していけると感じる地域なので、設置するというものか。各校が運営協議会を設置するに至った理由を伺いたい。

八代課長補佐：基本的には、地域ぐるみ連絡協議会から移行するものである。あすか野小学校、壱分小学校、生駒南第二小学校は、従来から地域との交流が有る学校なので、モデル校となっている。生駒小学校については、緑ヶ丘中学校の地域ぐるみ連絡協議会を活かしていくため設置したいと、積極的に申し出があったものである。今後も他の学校でも設置できるよう、事務局からも働きかけていく。

寺田委員：モデル校は事務局が選んだのか。

八代課長補佐：学校運営協議会が設置されると、地域との協働が必須となる。地域ぐるみ連絡協議会から移行していくにあたり、モデル校である3校については、既に地域との連携が密にあったので、事務局から選んだ。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第9 その他

- ・令和2年6月行事予定について、山本教育総務課長、清水生涯学習課長から説明（質疑）なし

○閉会宣告

午後0時8分 閉会